

財政変更法と社会保険

Dietev Schewi (西ドイツ)

本稿には、ドイツ連邦共和国の長期的財政計画にかんする法律が、社会保険に与える影響について、述べられている。

1967年の財政変更法は、第1次計画期間(1967—71年)の収入と支出に現われる展開を、経済全体の必要条件に調和させるように配慮されており、この財政変更法は、36に及ぶ連邦法の修正を、必要とするものであった。これら多数の修正の中で、多くの法律が、社会保険と関連をもっており、遠い将来に託された結果に影響を与えることになる。決定された修正は、以下に示されるとおりで、これらは各種の制度と関連をもつていて、



1967年の租税変更法のように、すでに採用された他の手段と同様に、財政変更法により、第1段階として、連邦共和国で、ある試みが行なわれる。この試みの結果として、1年間を財政の単位期間とする方式が廃棄され、その代りに、国家予算の財政計画にスライド方式が用いられ、しかも、事務的には、1年という単位期間の操作を放棄しない方式が、採用されることになる。この方式は連邦政府の財政にだけ用いられ、ラントや地方自治体には、まだ採用されていない。公的財政におけるこの新しい傾向は、Troger Report 2の公表以後に決定的となった。法律を修正する根拠は、将来経済安定を危うくすると予想される、かなりの超過支出の予測である。社

会保険との関係では、財政変更法の目的が、支出を削減するか、あるいは、収入を増大させるか、いずれかの方法によって、この予想超過を除去することである。最近の数年間ににおける論議で、最も大きく取上げられた社会政策の改革にも、多くの提案が行なわれた。

疾病保険については、年金受給者の問題が討議された。大多数の人びとは、すでに保険を強制的に適用されているが、しかし、年金受給者の給付に要する経費の一部をカバーするために、ほんの名目的な拠出が、各疾病保険金庫によって支払われ、年金受給者は、当人自身なんらの支払いも行なわなかった。老齢者の医療に対する、必然的に重いこの財政負担は、疾病保険金庫に所属し、生産活動に従事する加入者により調達され、したがって、経済的な用語では、再分配の手段が存在したことになる。この基本的な原則はそのまま残されるが、しかし、負担の一部はそれに配分される。現在では、すべての年金受給者は、年金から控除することにより、疾病

保険拠出（年金の2%）を支払わなければならぬ。この拠出からの収入は、年金保険制度に納められるが、しかし、この仕組みは、従来、年金受給者の疾病保険を賄ったよりも、より大きな拠出を行なう。さらに、1,965の疾病保険金庫のあいだにおいて、年金受給者の配分を等しくし、その結果、財政的な負担を均等化することによって、年金受給者に対するある財政的な補償が採用された。したがって、生産活動に従事する加入者から、老齢者に対して行なわれる再分配は、基本的には、すべての金庫に同一レベルで行なわれることになるであろう。また比較的に重い負担を老齢者が拠出することにより、疾病保険金庫には、大きな財政的援助が与えられることになるであろう。この財政均等化は、いちじるしい前進である。

年金保険には、新しい概念が採用された。従来、労働者は、かれらの所得水準に関係なく、強制的に被保険者となっていたのに対して、俸給取得者は、ある所得制限以下の人びとだけが、強制的に被保険者となっていた。

この所得制限は廃止され、その結果、俸給取得者は、原則として、強制的被保険者となり、この変化は、国民保険への重要なひとつの段階にもなっている。労働者として拠出を支払ってきた女子被保険者が、結婚時に払戻しを受ける可能性は、廃止されてしまったが、将来において、この廃止がもつ意義は、単なる支出の減少というよりも、より大きな影響をもっていることである。拠出の払戻しは、すべての権利の消滅を意味し、消滅したその権利は、女子労働者が再び労働に復帰した場合に、遡及して復活されない。かくして、多数の女子労働者が雇用を離れた場合に、強制保険に再加入することは、老齢年金の受給資格条件として要求された拠出期間を、満たし得ないことになる。したがって、新しい制度は、そのような女子に対して、長期的に保持される明確な利益を提供している。おそらく、拠出償還の代りに、世帯を作る場合の援助として、免税の貸付金が、年金保険制度から提供されるであろう。

財政変更法に含まれた他の特定な規定に

は、なんら新しい概念は含まれていない。これらは、社会保険制度における収入と支出の安定した発展を保証する、財政的目的を達成するように、考慮されている。

註1 連邦政府労働・社会省における社会保険政策の顧問官。

2 財政変更委員会によるドイツ連邦共和国の財政改革にかんする報告。

Social Insurance under the Financial Reform Law, "Die Socialversicherung im Finanzänderungsgesetz", *Wege Zur Socialversicherung*, No. 1, Januery 1968, pp. 1-9; No. 18, '68.